



平成27年4月27日

各 位

会社名 森永乳業株式会社

代表者名 代表取締役社長 宮原 道夫

(コード番号 2264、東証第1部)

問合せ先 総務部長 富澤 俊久

(TEL 03-3798-0111)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関して「内部統制基本方針」の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。なお、改定後の内容は次のとおりであります。

記

当社は、当社及び子会社から成る企業集団の企業活動の安全と効率とを求めて内部統制を推進することとし、統制基準を定めてこれに基づき業務を執行するとともに、子会社を指導し、内部監査を充実させる。このために、当社は業務の適正を確保するための体制として、当社に内部統制委員会を設置してこれを総務部が統括し、子会社においてはその管理部門にそれぞれの内部統制を担当させる。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款、社規社則、社会倫理及び行動規範の遵守を企業活動の前提とし、経営理念の実現に向けて職務を遂行する。
- ② 当社は、内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス活動を推進し、コンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努める。
- ③ 当社の内部監査部門は、上記②の部会と連携し、コンプライアンスの状況を監査する。
- ④ 当社は、内部通報制度（森乳ヘルpline）を整え、社内相談窓口に加え社外弁護士を直接の情報受領者として適切に運用する。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、内部統制委員会財務報告部会を設置し、企業集団の財務報告の信頼性を確保するために、財務計算に関する書類その他情報を収集し適正な管理及び報告を行う。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等か

らその職務の執行に係る情報の当社への報告に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る文書及び関連する情報については、各所管部門が情報セキュリティ方針書ほかの社内規程に従い、適切に保存及び管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ② 当社は、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制を整備する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、内部統制委員会リスク管理部会を設置し、個々のリスクについての責任部署を定めて企業集団のリスクを統括して管理する。
- ② 当社及び子会社は、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめるよう努める。

5. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、職務執行について、組織規程、業務規程、権限基準等の社内規程により、その執行の基準並びに責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、相互に協議、情報の共有化、指示・要請の円滑な伝達を行い、職務執行が効率的に行われるよう努める。
- ② 子会社に関する事項については当社の担当部署が統括し、必要に応じて当社各部署が指導監督する。
- ③ 取締役会は、原則当社において月1回、子会社では3か月に1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- ④ 当社は、経営会議を設置し、企業集団の職務の執行上の課題について協議し決定する。
- ⑤ 当社及び子会社において、月次決算報告等財務に関する情報の報告を行い経営判断に資する。

6. 反社会的勢力に対する基本体制

当社及び子会社は、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対し、任命手続き、指揮命令、独立性等を定め、もって監査役の使用人への指示の実効性を確保する。

8. 監査役又は監査役会への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社の役職員は、企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したと

- きは、直ちに、当社の監査役又は監査役会に報告するものとする。
- ② 当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役又は監査役会が企業集団から適時適切に情報収集することができるよう社内規程を定め、報告体制を維持強化する。

9. 監査役又は監査役会に報告した者を保護するための体制

- ① 当社は、前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ② 当社は、当該報告をした者及びその内容については厳重な情報管理体制を整備する。

10. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役が当社及び子会社に説明を求めたとき、またはその職務の執行について当社に対し費用の前払い等を請求したとき、あるいは外部専門機関への調査相談等の依頼を求めたときは、速やかに審議のうえ処理できるよう、社内体制の充実を図る。
- ② 当社は、監査役が取締役会ほかの重要な会議に出席し、取締役及び使用人からの業務執行に関する事項の説明を受け、意見交換を行える体制を整える。
- ③ 当社は、監査に必要な資料及び関連する情報については、情報セキュリティ方針書ほかの社内規程に従い適切に保存及び管理を行い、監査役の求めに応じる体制を整える。
- ④ 当社は、監査役の求めに応じ、会計監査人や内部監査部門から適宜必要な情報が提供できる体制を整える。

なお、上記方針に基づく内部統制体制の整備に関しては、企業集団を超えて広く実施することに努める。また、常に、より充実し実効を高めるための見直しを行い、方針変更を要する場合は、都度、取締役会に付議し、稟議するものとする。

以上